

<新着情報・重要なお知らせ>

1. 若者雇用促進法に基づく優良企業の認定（ユースエール認定）を行いました

若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、四街道市第1号となる社会福祉法人ひまわり大日保育園の認定を行いました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、**若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業**が、都道府県労働局への申請により、認定を受けることができます。認定企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、公共調達における加点評価などを受けることができます。



認定企業の紹介

認定企業名：社会福祉法人ひまわり大日保育園（四街道市）
 認定日：令和3年8月31日
 業種：児童福祉事業
 常時雇用労働者：25人（申請日時点）



主な認定要件		認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	離職率 11.1%
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 0.7時間 、 60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 18日

（※1）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間

（※2）法定外労働時間：1週40時間、1日8時間を超えた労働時間

担当：職業安定課職業紹介係 若年担当（田中） 電話：043-221-4081

2. 職業訓練受講給付金の特例措置の期限延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少したシフト制で働く方等が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境を整備するため、令和3年9月末までの間、シフト制で働く方等について、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件の特例措置を設けているところですが、今般、**特例措置の期限を令和4年3月末まで延長**することとします。

収入要件の特例措置

- シフト制で働く方、自営業、フリーランス、副業、兼業を行う方などで、固定収入が8万円以下の方について、収入要件が12万円以下となります。
- 新型コロナウイルス感染症対策などの業務で、地方公共団体などで臨時的に雇用されている方について、収入要件が12万円以下となります。

出席要件の特例措置

- 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日が、やむを得ない欠席となります。

ご不明な点は、お手続きされている管轄ハローワークにお問い合わせください。

担当： 訓練室 地方人材育成対策担当官（今野） 電話：043-221-4087

3. ハロトレアンバサダー AKB48 Team8 吉川七瀬（千葉県担当）が船橋駅等の駅ビジョンに登場！

厚生労働省では、すべての人が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、離職者等を対象とする公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施や、労働者の主体的なキャリア形成への支援を行うなど、職業能力の開発・向上を支援しているところです。

千葉労働局においては、ハロートレーニングの活用促進に向けて周知・広報を行っているところですが、より一層の活用促進に向け、ハロートレーニングアンバサダーの AKB48 Team8 吉川七瀬が、11月、千葉県のJR船橋駅、JR津田沼駅、JR海浜幕張駅改札付近のビジョンに登場します。また、JR千葉駅ホームから改札に向かう階段脇にはポスターが掲示されます。

○ビジョン放映

放映期間：11月1日(月)～11月30日(火)

場 所：JR船橋駅・JR津田沼駅・JR海浜幕張駅改札付近

○ポスター掲示

掲示期間：11月1日(月)～11月28日(日)

場 所：JR千葉駅ホーム昇降階段脇

担当： 訓練室 地方人材育成対策担当官（今野） 電話：043-221-4087

4. 11、12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

千葉労働局では、令和3年11月から12月までを『労働保険未手続事業一掃強化期間』と定め、労働保険未加入事業場の解消を促す取組を集中的に実施します。

具体的には、労働保険未加入事業場に対する重点的な行政指導の他、①千葉県下の乗合バス車内へのポスター掲示 ②千葉テレビ・bayfmによるスポットCM放送 ③地域新聞への記事掲載（千葉市内全域） ④労働局庁舎への懸垂幕掲示 ⑤県・市町村・県社労士会・労働保険事務組合・その他各団体に対し広報誌への掲載を依頼するなど、積極的な広報活動を行います。

「労働保険」とは労災保険と雇用保険の総称で政府の保険制度です。正社員、派遣、アルバイト、パートなどの呼称にかかわらず、労働者を1人でも雇用する事業場に参加が義務付けられています。

担当：総務部労働保険徴収課（近藤）電話：043-221-4317